

令和4年度 第6回山北町農業委員会総会 会議録					
召集年月日	令和4年9月26日(月)				
召集場所	山北町役場防災対策室				
開・閉会日時	開会	令和4年9月26日 午前9時30分			
	閉会	令和4年9月26日 午前10時55分			
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 6名 欠席 0名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別		
	1番	杉山 照枝	○		
	2番	二宮 慶晃	△		
	3番	磯崎 加代子	○		
	4番	細谷 晋之	○		
	5番	三尋木 重夫	○		
	6番	高杉 光男	○		
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	△		
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○		
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○		
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○		
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	△		
	会議録署名委員	3番	磯崎 加代子	4番	細谷晋之
	出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、小澤、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり				
会議経過	別紙のとおり				

山北町農業委員会第6回総会会議録

令和4年9月26日

1 開会

2 議事録署名人

3 議案

議長 : 非農地証明について、事務局から説明願います。

事務局 : 今回、2件の非農地証明の対象地は■■■■林道として使用されています。この林道は、■■■■に着工、■■■■に完成し、生活道路として使用されています。■■■■の廃止に伴い、■■■■林道を■■■■に移管する予定となっており、林道管理の一環として林道敷地の確定、分筆は済んでいましたが、地目変更の登記は未実施となっていたため、証明願いが出されたものです。

申請者は■■■■です。当該箇所は、■■■■の面積■■■■㎡です。

2ページが全部事項証明書です。

3ページが位置図です。■■■■から■■■■を■■■■に進んだ先に対象地があります。4ページが拡大図です。

5ページが公図です。太く囲われたところが当該箇所です。

6ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。

ご覧のとおり、林道の一部となっており、農地ではないことを確認し、本証明を発行しました。以上です。

事務局 : 補足説明させていただきます。一般的に林道は、町道や農道と違い、用地の買収や分筆をしないものです。地権者に使用承諾をいただくものです。今回、■■■■の廃止に伴い周辺の県営施設の管理を県が出来ないため、生活道路として利用されているので、今後は町が■■■■として管理する形になります。■■■■として移管するときには用地の確認をして分筆し、用地の取得を行っていく流れになります。県から町に移管される前に、地目を変更する際に非農地証明が必要ということです。約50年前から非農地状態となっております。

議長 : 何か意見等がありますか。

杉本推進委員 : 県から町に非農地証明の相談は、どれくらいありますか。

事務局 : 今年度の段階では、まだ地権者との立ち合いが終わっていない箇所があると思います。■■■■の全線で行うので、現地の立ち合いをして用地の確定作業をしていると思います。確定が済みましたら、一斉に登記する流れになります。非農地証明に関しては今回のもののみです。法務局に町や県が地目変更登記をする際に非農地証明は必要であるか確認したところ、なくても地目変更が出来るとのこと。他にも非農地証明願いが何件かありそうですが、全てに非農地証明を出さなくて済むように法務局や県と調整しています。

杉本推進委員 : 地権者のために早めの措置をする必要があるのでは、今後も県と調整をお願いします。

議長 : 他に何か意見はありますか。特になければ、もう1件の非農地証明について説明願います。

事務局 : 7ページをご覧ください。申請者は[]です。当該箇所は、[]
[]の合計面積 [] m²です。
8ページから10ページが全部事項証明書です。
11ページが位置図です。先ほどの非農地証明の場所から、[]方面
に進んだところに対象地があります。12ページが拡大図です。
13ページが公図です。太く囲われたところが対象地です。
14ページから16ページが山崎推進委員に確認していただいた時の写真です。
ご覧のとおり、林道の一部となっており、農地ではないことを確認し、本証明を
発行しました。以上です。

議長 : 何か意見等がありますか。(特になし)

4 その他

議長 : その他ということで事務局から農地法5条の許可不要案件について説明願います。

事務局 : 17ページをご覧ください。農地法5条の許可不要案件について説明します。8
月の総会では、電波塔設置に伴う資材置場や作業場についての申請がありましたが、
こちらは電波塔本体の計画です。

前回の総会で説明しましたが、認定電気事業者が行う中継施設等の設置に伴う、
農地転用につきましては許可不要となっています。

対象地は、[]の []です。施工期間は、一時転用の許
可後から10月31日までとなっています。

18ページが全部事項証明書です。

19ページが位置図です。[]の []に対象地があります。20ペ
ージが拡大図です。

21ページが公図です。太い線で囲われた場所が当該箇所です。

22ページが土地利用計画図です。図の真ん中あたり建柱位置に建てられます。

23ページが電波塔の立面図です。ご覧のとおり14.8mの電波塔が建てられます
周囲2m四方は柵で囲われるとのことです。以上です。

議長 : 何か意見等がありますか、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。
次回は10月25日9時30分からということによろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、10月25日9時30分からということによろしく願います。

5 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:55)